

精神保健福祉 社会資源情報誌

— 直鞍・飯塚圏域 —

困ったときの 1・2・3

令和元年10月

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

住所：〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号
電話：0948-21-4875 Fax：0948-24-0186

目 次

I 精神科医療機関等	
1 精神科病院	1
2 精神科クリニック	
3 訪問看護ステーション	2
4 福岡県精神科救急医療相談等	
5 福岡県認知症医療センター	3
6 若年性認知症サポートセンター	
7 福岡県高次脳機能障害支援拠点機関等	
8 発達障害者支援センター	
II 精神保健福祉行政機関等	
1 保健所	4
2 市町	
3 精神保健福祉センター	
4 児童相談所	
5 地域包括支援センター	5
6 警察署	
7 電話相談	
III 社会福祉関係機関	
1 福祉事務所	6
2 社会福祉協議会	
3 生活困窮者自立支援機関	
IV 障害者総合支援法サービス機関	
1 基幹相談支援センター	7
2 指定相談事業所	
3 地域活動支援センター	9
V 自助グループ	10
VI 就労支援機関	11
VII 法律・年金等相談機関	12
VIII 参考資料	
1 こころの健康相談	13
2 自立支援医療（精神通院医療）について	14
3 精神障害者保健福祉手帳について	16
4 障害者総合支援法によるサービス体系	18
5 障害者総合支援法による支給決定のプロセス	19
6 障害者総合支援法による障害福祉サービス等の概略	20
7 障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業	21

I 精神科医療機関等

1 精神科病院(入院設備のある医療機関です)

名称 ()内は標榜科目: 精は精神科、心は心療内科	住所	電話番号	外来受付時間	予約	訪問 看護	特記事項
		FAX番号				
飯塚記念病院 (精・心)	飯塚市鶴三緒 1452-2	0948-22-2316	8:30~11:30 (月~土) 13:00~16:30 (月~金)	要	○	
		0948-28-8109				
飯塚病院 (リエゾン精神科)	飯塚市芳雄町 3-83	0948-22-3800	8:00~11:30 (月~金)	要	○	※原則院内紹介のみ。外来は要相談。
		0948-29-8098				
たていわ病院 (精・心)	飯塚市立岩 1725	0948-22-2611	9:00~12:00 (月~土) 14:00~16:00 (月~金)		○	※新患受付は 午前 11:30まで 午後 15:30まで
		0948-28-7639				
松岡病院 (精)	嘉麻市上山田 1287	0948-52-1105	8:30~11:30 (月~土) 13:30~16:00 (月~金)	要	○	
		0948-52-1926				
高山病院 (精)	直方市大字 下境3910-50	0949-22-3661	9:00~12:00 (月~金) 14:00~16:00 (土は再診のみ)		○	
		0949-24-0838				
西田病院 (精・心)	直方市大字 永満寺1347	0949-24-5139	9:00~13:00 (月~土) 13:00~17:00 (月~金)	要		
		0949-24-4977				
直方中村病院 (精・心)	直方市頓野 993-1	0949-26-1522	9:00~12:00 (月~土) 13:30~16:30 (月~金)	要	○	
		0949-26-1166				
鞍手共立病院 (精)	宮若市龍徳 554	0949-22-2057	9:00~11:30 (月~土) 14:00~16:30 (月~金)		○	
		0949-24-6534				

2 精神科クリニック(入院設備のない医療機関です)

名称 ()内は標榜科目: 精は精神科、心は心療内科	住所	電話番号	外来受付時間	予約	訪問 看護	特記事項
		FAX番号				
嘉麻赤十字病院 (精)	嘉麻市上山田 1237番地	0948-52-0861	8:30~11:30 (水)	要		
		0948-52-1927				
心のクリニック・飯塚 (精・心)	飯塚市菰田西 2-5-34	0948-24-1515	9:30~13:00 (月~土) 14:00~18:00 (月~金)	要		児童も対応可。 第1週、第3週、 第5週の(土)は 休診
		0948-24-1516				
丸野クリニック (精・心)	飯塚市立岩 1308-12	0948-25-0188	8:30~17:00 (月火水金) 8:30~13:00 (木、土) 18:00~20:30 (第3水)	要	○	初診は、 月・火・水・金 の午後
		0948-28-9588				
廣畑クリニック (精・心)	飯塚市西町2-87 センタービル いづか	0948-25-4377	9:00~12:30 (月火木金土) 9:00~12:00 (水) 14:00~17:00 (月火木金)			初診は月~土の 9:00~10:30、 火木 14:00~15:00
		0948-25-7068				
いくたクリニック (精・心)	飯塚市楽市 659-3	0948-22-0666	10:00~17:00 (月・金以外)	要		対象は 女性のみ。
		0948-25-7068				
風の丘クリニック (精・心)	直方市感田 733-1	0949-28-8740	9:00~12:00(月火水金土) 14:00~16:00 (月火水金土)	要		
		0949-28-8742				
鞍手クリニック (心・精)	鞍手町古門 1042-1	0949-43-3030	9:00~12:30 (月火木金土) 14:30~17:30 (月火木金)	要		水曜日は休診日
		0949-43-3031				

3 訪問看護ステーション

病気や障害を持った方が家庭でその人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、看護ケアを提供し、自立への援助を促すなど療養生活を支援します。訪問看護を利用するためには、かかりつけ医の指示書が必要となります。

施設名	住所	電話番号
ひかり訪問看護ステーション	飯塚市西徳前13-6	0948-43-4311
訪問看護ステーション悠	飯塚市楽市139-1	0948-26-7511
ベストライフ(株)東ヶ丘訪問看護ステーション	飯塚市有安1025-7	0948-43-4017
訪問看護ステーションあおぞら	直方市植木509	0949-22-3300
(有)森の母屋訪問看護ステーション	直方市大字上境1959	0949-52-6270
やすなが訪問看護ステーション	直方市知古1丁目6番1号	0949-24-6699
まちの訪問看護リハビリステーション	直方市殿町4-34	0949-28-7781
みずほ訪問看護ステーション	直方市大字上境289-1	0949-28-8600
セノーテ訪問看護ステーション	宮若市竹原355-1	0949-28-7182
訪問看護ステーション いいづか	飯塚市菰田627-1	0948-52-6685
山季訪問看護ステーション	直方市大字感田2567番地17-102	0949-36-4015
訪問看護ステーション AWACS	直方市殿町16番17号	0949-29-1300
くおーれ訪問看護ステーション	嘉麻市山野135番地137コーポカトリアA号室	0948-52-6752
ひなた訪問看護ステーション	宮若市宮田3673番地3 商工会議所4階	0949-32-4401

福岡県庁ホームページ 障害福祉課 福岡県指定自立支援医療機関(訪問看護事業者等)参照

4 福岡県精神科救急医療相談等

○福岡県精神科救急医療システム

夜間及び休日の昼間において、精神疾患の急な発病や急変により速やかな医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を行うことを目的とします。

名称	相談対応日時	電話番号
精神科救急システム	夜間 17:00～翌日9:00 休日 9:00～17:00 土・日・祝・年末年始・盆	092-474-0088

○精神障害者夜間・休日電話相談事業

精神障害者本人及びその家族を対象として、夜間・休日における精神障害者の不安や服薬等の悩み等に対する相談を実施します。

名称	相談対応日時	電話番号
夜間・休日精神科相談ダイヤル	夜間 17:00～翌日8:00 休日 8:00～17:00	050-3777-9824

5 福岡県認知症医療センター(筑豊圏域)

認知症に関する専門医療相談や鑑別診断、周辺症状に対する治療などを行い、地域の保健・医療・介護機関と連携を図ります。

施設名	相談受付時間	電話番号
直方中村病院	月～金 9:30～17:00	0949-26-1016
飯塚記念病院	月～金 9:00～17:00	0948-22-2565

6 若年性認知症サポートセンター(福岡県委託事業)

65歳未満で発症した若年性認知症の相談に、コーディネーターが応じます。

名称	相談対応日時	電話番号
若年性認知症相談窓口	火～土曜日 10:00～16:00 (年末年始、お盆は除く)	092-574-0196

7 福岡県高次脳機能障害支援拠点機関等 (北九州・筑豊圏域)

外傷性脳障害等により、記憶障害、注意障害、遂行機能障害等の後遺症を呈する高次脳機能障害者に対し、相談支援コーディネーターが、社会復帰支援のための相談に応じるなど専門的な支援を行っています。

施設名	所在地	電話番号
産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	093-603-1611

8 発達障害者支援センター(筑豊圏域)

発達支援障害者支援センターは、発達障害者支援法に基づき設置されている機関です。

- ①相談支援
- ②発達支援
- ③就労支援
- ④普及・啓発 等

発達障害児者及びその家族、支援者への支援を行っています。

診断を受けていない方も利用できます。

施設名	所在地	電話番号
福岡県発達障害者支援センター ゆう・もあ	田川市夏吉4205-7	0947-46-9505

II 精神保健福祉行政機関等（心の健康・精神保健福祉に関する行政・相談機関）

1 保健所

名称	担当課	電話番号	住所	管轄地域
福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	健康増進課 精神保健係	0948-21-4875	飯塚市新立岩8-1	飯塚市・嘉麻市・桂川町 直方市・宮若市・小竹町 鞍手町

精神保健福祉相談(こころの健康相談)に関する情報は、「Ⅷ 参考資料」(13頁)をご覧ください。

2 市町

名称	担当課	電話番号	住所	FAX番号
飯塚市役所	社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係	0948-22-5500	飯塚市新立岩5-5	0948-21-6356
	健幸・スポーツ課 保健センター係	0948-24-4002	飯塚市忠隈523	0948-25-8994
嘉麻市役所	社会福祉課障がい者福祉係	0948-53-1106	嘉麻市上山田392	0948-53-1149
	健康課健康推進係	0948-53-1104		
桂川町総合福祉センター (ひまわりの里)	健康福祉課 福祉係	0948-65-0001	桂川町土居361	0948-65-0078
	健康福祉課 健康推進係			
直方市役所	健康福祉課 障がいサービス係	0949-25-2139	直方市殿町7-1	0949-25-2135
宮若市役所	健康福祉課 障害者福祉係	0949-32-0515	宮若市大字宮田29-1	0949-32-9430
	健康福祉課健康対策係 (保健センター)	0949-55-6000	宮若市大字金生1064-1	0949-52-1660
小竹町役場	福祉課高齢者福祉係	09496-2-1219	小竹町大字勝野3349	09496-2-1140
	健康増進課健康対策係 (保健センター)	09496-2-1864	小竹町大字勝野1152	09496-2-1867
鞍手町役場	福祉人権課 福祉係	0949-42-2111	鞍手町大字中山3705	0949-42-5693
	保険健康課 健康増進係 (総合福祉センター)	0949-42-8812	鞍手町新延414	

3 精神保健福祉センター

県民の精神的健康の保持増進、精神障害者の自立・社会参加促進の援助を総合的に推進する事を目的とした施設です。その他、調査研究、組織の育成、精神保健福祉手帳等の事務も行っています。

名称	管轄地域	電話番号	住所
福岡県精神保健福祉センター	北九州市、福岡市を除く	092-582-7510	春日市原町3-1-7 南側2階

4 児童相談所

主な業務は、①養護相談(児童虐待、養育困難等) ②障害相談(知的・言語発達・肢体不自由等) ③非行相談(窃盗、シンナー吸引等) ④育成相談(しつけ、性格・行動、不登校等)等の相談援助業務です。

名称	管轄地域	電話番号	住所
福岡県田川児童相談所	飯塚市、嘉麻市、桂川町 直方市、小竹町、田川市 田川郡	0947-42-0499 *電話のみ24時間対応	田川市大字弓削田188
福岡県宗像児童相談所	宮若市、鞍手町、中間市 遠賀郡、宗像市、福津市 古賀市、新宮町	0940-37-3255	宗像市東郷5-5-3

5 地域包括支援センター

高齢者を総合的に支えていくための拠点です。ここでは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどが中心となって総合的な支援を行います。

名称	電話番号	住所
地域包括支援センター 太陽の郷	0948-21-2828	飯塚市下三緒690
地域包括支援センター ベスト・シルバー飯塚	0948-22-5566	飯塚市新飯塚12-13
穂波東地域包括支援センター	0948-26-6761	飯塚市忠隈522-3
地域包括支援センター くぬぎ苑	0948-24-8112	飯塚市相田114-1
鎮西地域包括支援センター	0948-24-0033	飯塚市花瀬160-1
庄内地域包括支援センター 多田の里	0948-82-0410	飯塚市多田309-11
幸袋地域包括支援センター いずみ苑	0948-21-1777	飯塚市庄司1878-2
頼田地域包括支援センター かいた苑	09496-2-4552	飯塚市勢田2593-65
二瀬地域包括支援センター コスモス苑	0948-21-5511	飯塚市伊川1262-1
穂波西地域包括支援センター つばき苑	0948-23-8124	飯塚市椿623-8
筑穂地域包括支援センター	0948-72-3155	飯塚市長尾911-1
嘉麻市高齢者相談支援センター	0948-53-1191	嘉麻市上山田392 嘉麻市役所山田庁舎高齢者介護課内
桂川町地域包括支援センター	0948-65-4401	桂川町土居361番地(ひまわりの里内)
直方市地域包括支援センター	0949-25-2391	直方市殿町7-1 健康福祉課高齢者支援係内
宮若市地域包括支援センター	0949-33-3456	宮若市大字宮田29-1 健康福祉課内
小竹町地域包括支援センター	09496-2-1225	小竹町大字勝野3349番地
鞍手町地域包括支援センター	0949-43-3019	鞍手町大字新延414-1(くらじの郷内)

6 警察署

名称	担当課	住所	電話番号
飯塚警察署	生活安全課	飯塚市柏の森159-26	0948-21-0110
嘉麻警察署	生活安全課	嘉麻市大隈町418-3	0948-57-0110
直方警察署	生活安全課	直方市殿町5-31	0949-22-0110

7 電話相談

名称	連絡先/所在地	受付時間	電話番号
心の健康相談電話	福岡県精神保健福祉センター	月～金: 9:00～12:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	092-582-7400
いのちの電話 フリーダイヤル	(社) 日本いのちの電話連盟	毎月10日(8:00～翌8:00)	0120-783-556
心の電話(筑豊)	福岡県地域精神保健 筑豊ブロック協議会	月～金: 18:00～21:00 (祝日・盆・年末年始を除く)	0948-29-2500

Ⅲ 社会福祉関係機関

1 福祉事務所(生活保護担当課)

名称	担当課	電話番号	住所
飯塚市福祉事務所	保護第一・第二課	0948-22-5500	飯塚市新立岩5-5
嘉麻市福祉事務所	保護課	0948-53-1183	嘉麻市上山田392
直方市福祉事務所	保護課	0949-25-2132	直方市殿町7-1
宮若市福祉事務所	保護課	0949-32-9377	宮若市大字宮田29-1
福岡県嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所 直方分庁舎	第一課1係(小竹町・鞍手町)	0949-22-5696	直方市日吉町9-10 3階
	第一課2係(鞍手町)	0949-22-5695	
	第二課(桂川町)	0949-23-3120	

2 社会福祉協議会

地域での生活を支援するために、様々な福祉活動を行っています。心配事相談や金銭管理のお手伝い、生活福祉資金の貸付なども行います。

名称	住所	電話番号	備考
飯塚市社会福祉協議会	飯塚市柏の森956-4	0948-23-2210	
嘉麻市社会福祉協議会	嘉麻市岩崎1143-3	0948-42-0751	稲築住民センター内
桂川町社会福祉協議会	桂川町土居463-1	0948-65-2271	総合福祉センター「ひまわりの里」内
直方市社会福祉協議会	直方市大字山部616-145	0949-23-2551	直方市総合福祉センター内
宮若市社会福祉協議会	宮若市宮田4406-1	0949-32-0335	宮若市社会福祉センター内
小竹町社会福祉協議会	小竹町大字勝野3362	09496-2-2028	小竹町総合福祉センター内
鞍手町社会福祉協議会	鞍手町大字新延414-1	0949-42-7800	鞍手町総合福祉センター内

3 生活困窮者自立支援機関

自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。ここでは、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。

窓口名	電話番号	住所
福岡県自立相談支援事務所(遠賀郡・鞍手郡)	093-203-1630	遠賀郡水巻町頃末北 1丁目12-12 1F
福岡県自立相談支援事務所(嘉穂郡・田川郡)	0947-44-8631	田川市大字伊田3294番地13 田川保健所別館1F
直方市 健康福祉課福祉総務係	0949-25-2134	直方市殿町7番1号
飯塚市 生活自立支援相談室	0948-30-2610	飯塚市新立岩5番5号
宮若市 生活困窮者自立支援相談窓口	0949-32-3477	宮若市宮田29番地1
嘉麻市 かま自立相談支援センター	0948-43-4751	嘉麻市岩崎1143番地3

IV 障害者総合支援法サービス機関

1 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談支援体制の強化の取り組み等を行います。

窓口名	住所	電話番号
飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者基幹相談支援センター	飯塚市忠隈523 (飯塚市役所穂波庁舎内3階)	0948-43-4006
直鞍地区障がい者 基幹相談支援センター かのん	直方市津田町7-20	0949-24-1551

2 指定相談支援事業所

市町	名称	障害者総合支援法			住所	電話番号
		計画相 談支援	地域移 行支援	地域定 着支援		
飯塚市	生活支援センター かさまつ	○	○	○	飯塚市有安959番地の4	0948-82-2101
	相談支援センター ひばり	○	○	○	飯塚市有安1025-7	0948-43-3428
	障がい者生活支援センター さん・あび	○	○	○	飯塚市柏の森956番地の4	0948-24-7272
	生活相談センター フォスク	○	○	○	飯塚市口原1061-6	09496-2-2253
	桂木とくのみ園「花」	○	○	○	飯塚市大字建花寺975番地の1	0948-29-8800
	障害者相談支援サービス ウイング飯塚	○			飯塚市川津398-1 カンデオ川津102	0948-46-4464
	指定特定相談支援事業所 大地の森	○			飯塚市佐與1497番地2	09496-2-5055
	もみの木相談支援センター	○			飯塚市若菜256-77	0948-26-8338
	NPO障がい者相談支援センター ピアサポいいづか	○			飯塚市潤野288-1-101	0948-25-8939
	特定相談支援事業所 アンプレスト	○			飯塚市潤野8番地75	0948-28-5710
	飯塚市社会福祉協議会 相談支援事業所いいづか	○			飯塚市柏の森956番地4	0948-21-3992
	飯塚市社会福祉協議会 相談支援事業所ほなみ	○			飯塚市忠隈522番地3	0948-29-3278
	ケアプランサービス みかん	○			飯塚市横田66-5三木ビル3F	0948-21-6432
	相談支援センター パーソナルプラン	○			飯塚市庄司97-1	0948-43-9546
	障がい者相談支援センターはくりゆう園	○			飯塚市綱分192番地1	0948-82-2420
	相談支援センターLead	○			飯塚市楽市139-1	070-7657-9935
	相談支援サービス コネクトプラン	○			飯塚市楽市602番地7号	0948-30-1777
	相談支援センター あんだんて	○			飯塚市吉原町1-19	0948-22-7110

市町	名称	障害者総合支援法			住所	電話番号
		計画相 談支援	地域移 行支援	地域定 着支援		
嘉 麻 市	障がい者相談支援センター たいよう	○	○	○	嘉麻市下臼井1055番地11	0948-62-3800
	障がい者相談支援センター さんあいサポート	○	○	○	嘉麻市岩崎1373番地2	0948-83-8288
	相談支援センター 第2なのみ荘ライン	○			嘉麻市牛隈1373番地4	0948-83-7077
	障害者相談支援センター ポインソ	○			嘉麻市下山田366番地	0948-52-2411
	障がい者生活支援センター 誠心園	○			嘉麻市平54番地	0948-20-5090
	相談支援事業所 サンライフ	○			嘉麻市大字上山田531番地94	0948-53-2930
	かま指定計画相談支援事業所	○			嘉麻市岩崎1143番地 稲築住民センター	0948-42-0751
	相談支援センター こころ	○			嘉麻市飯田396-1	090-1341-1595
桂 川 町	指定特定相談支援事業所 COCOSUネットワーク	○			桂川町土師28-649 グリーンランドササオ6号室	0948-43-3761
	相談支援事業所 ひなの家			○	嘉穂郡桂川町大字土師3267番地1	0948-65-5085
直 方 市	直方障害者相談支援センター	○	○	○	直方市上頓野4595-4	0949-28-8531
	障がい者地域サポートセンターきずな	○			直方市大字頓野513-1	0949-28-8765
	障害者生活支援事業所 そら	○			直方市上新入665番地11	080-9102-2026
	障害者支援センター すきっぷ	○	○	○	直方市須崎町16-19エムズビル1階	0949-28-8831
	相談支援センター のぞみ	○			直方市大字永満寺字上ノ原2978-2	0949-25-0528
	相談支援センター たくと	○			直方市古町1-18	0949-29-9988
	相談支援事業所 リーフ	○			直方市頓野字臼杵627番地1	0949-26-2083
	ケアサポート ひだまり	○			直方市頓野3836-3	0949-28-9927
	相談支援事業所 うえきの杜	○			直方市大字植木73番地10	0949-24-5133
	たかみ相談支援事業所	○			直方市大字上境386-1	0949-24-6000
宮 若 市	相談支援センター ひばり宮若	○			宮若市鶴田1891-286	0949-34-5252
	障がい者相談支援センター なおみ	○			宮若市磯光1291-3	0949-36-3327

3 地域活動支援センター

①地域活動支援センターⅠ型

精神保健福祉などの専門職員が配置され、創作活動または生産活動の機会の提供、社会と交流を行う事業です。

名称	所在地	電話番号
(NPO)嘉飯山ネットBASARA 地域活動支援センターizumi	飯塚市赤坂360-1	0948-82-4491

②地域活動支援センターⅢ型

日中の活動をサポートする福祉施設です。共同作業所、単に作業所と呼ぶこともあります。

名称	所在地	電話番号
(NPO)なおみの会 地域活動支援センター サロンなおみ	直方市山部751-31	0949-28-9363
(NPO)こだまの会 こだま作業所	宮若市本城428-1	0949-32-3079
(NPO)法人民芸庵 宮若市生活センター	宮若市竹原734-3	0949-52-3167
(NPO)ちくほう学舎「虫の家」	鞍手郡小竹町御徳167-31	09496-2-6003

V 自助グループ

1 アルコール依存(本人向け)

名称		連絡先	例会及び住所	例会
福岡県 断酒連合会	飯塚断酒友の会	会長 梶原 徹彦 0948-82-3838	イヅカコミュニティセンター (飯塚市飯塚14番67号)	第2・第4月曜日 19:00～
	鞍手断酒友の会	会長 菅 久男 090-8405-0264 0948-29-5726	直方中央公民館 (直方市津田町7-20)	第1火曜日 19:00～
飯塚断酒新生会		会長 (瀬戸 方) 0948-29-4162	イヅカコミュニティセンター (飯塚市飯塚14番67号)	第4日曜日 13:00～16:00
AA福岡飯塚グループ		AA九州・沖縄セントラル オフィス(KOCO) 099-248-0057	飯塚市立岩交流センター (飯塚市新飯塚20-30) ※R2.1～新立岩8-13	木曜日 19:00～20:30

2 薬物依存

名称	連絡先		例会場所及び住所	例会
ナラノン飯塚グループ	ナラノン ファミリーグループ ジャパンNSO	03-5951-3571 (平日 10:00～16:00)	飯塚市立岩交流センター (飯塚市新飯塚20-30) ※R2.1～新立岩8-13	対象: 家族や友人
NA北九州グループ	080-1797-1187 (ノリコ)	090-7983-3171 (カツ)	飯塚市立岩交流センター (飯塚市新飯塚20-30) ※R2.1～新立岩8-13	対象: 本人

3 ギャンブル依存

名称	連絡先	例会場所及び住所	例会
GALいろいろ	090-1979-6273(リセット)	飯塚市立岩交流センター (飯塚市新飯塚20-30)	対象: 本人

4 家族会

家族会では、精神疾患をもつ方の家族が集まり、同じ悩みを共有、情報交換を行っています。

名称	電話番号	定例会	住所
嘉飯山地区精神障害者家族会 いづみ会	0947-45-1876 (辻田 方)	①第3(木) 13:30～ 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所内 家族相談会 ②第2(土)13:30～ サン・アビリティーズいろいろ ③第4(土)13:30～ 嘉麻市山田生涯学習館	①飯塚市新立岩8番1号 ②飯塚市柏の森956-4 ③嘉麻市上山田 1347-10
直方鞍手地域精神障害者家族会 なおみの会	0949-28-9390 (担当: 立山)	第3(日) 13:30～15:30 サロンなおみ	直方市大字山部 751-31
認知症の人と家族の会 いろいろ	0948-29-5520 (代表: 井手克行)	第3土曜日 13:30～15:00 穂波ふれあい会館内	飯塚市忠隈522-3
認知症の人と家族の会 直方	090-4347-1833 (担当: 宗廣)	認知症相談(直方市社協受託事業) 第4水曜日 13:00～16:00 (祝日の時は第3水曜日)	直方市総合福祉セン ター内 (直方市津田町7-35)

5 精神障害者当事者グループ

名称	電話番号	定例会	住所
SHGピア・ライフ・ネット (事務局)	0948-25-3788、080-9142-3274 (対応: 9:00～17:00)	毎月第1土曜日 13:30～17:00	飯塚市伊川 82-73-8-304

VI 就労支援機関

管内機関・所在地	電話番号	問い合わせ内容	備考
ハローワーク飯塚 飯塚市芳雄町12-1	0948-24-8609	○仕事を探したい・職業紹介をして欲しい ○職業相談・職業指導を受けたい ○失業保険の相談 ○トライアル雇用・ステップアップ雇用について	◎一般窓口・障害者窓口 (専門援助部門あり) ◎専門援助部門には、精神保健福祉士が各種相談に応じている (トータルサポーター制度) ◎障害者登録には医師の意見書が必要 ◎障害者雇用では精神障害者手帳が必要
ハローワーク直方 直方市大字頓野3334-5	0949-22-8609	○職場適応訓練について ○障害者雇用促進面談会	
職業能力開発校		○就職に向けた技術を身につけたい ○職業訓練を受けたい ○短期間の委託職業訓練について	◎問い合わせは、 管轄のハローワーク
福岡障害者職業センター 福岡市中央区赤坂 1-6-19ワークプラザ赤坂5F	092-752-5801	○就労に向けて問題を整理したい ○就労したいが自信がない ○職業評価・職業指導等を受けたい ○リワーク(職場復帰支援)について ○職業準備支援について (作業支援・職業講習・対人技能訓練等)	◎利用において手帳の必要なし ◎発達障害疑いなどグレーゾーンの 利用も可能 ◎リワーク支援は、公務員は対象外 ◎福岡・政令都市に各1ヶ所
福岡障害者職業センター 北九州支所 北九州市小倉北区萩崎町 1-27	093-941-8521	○ジョブコーチ(職場定着)支援 ○事業主からの障害者雇用管理等の相談について	
障害者就業・生活 支援センターBASARA 飯塚市吉原町6-1	0948-23-5560	○身近な就労相談機関を知りたい ○生活支援とあわせた就労支援の コーディネート我希望 ○地域で職場実習を受けたい	◎相談において、 手帳・医師の意見書の必要性なし
福岡県央 障害者就業・生活 支援センター 直方市須崎町16-19	0949-22-3645		
福岡県若者しごと サポートセンター 筑豊ランチ 飯塚市吉原町6-17イタウン2階	0948-23-1143	○若年者の就労支援 (概ね39歳まで)	
筑豊若者サポート ステーション 飯塚市吉原町6-17イタウン3階	0948-26-6711	○就労についての悩みを抱えている若年者を対象に職業的自立など将来に向けた支援 (15歳～39歳まで)	◎就労に向けた各種プログラムの実施

Ⅶ 法律・年金等相談機関

1 日本司法支援センター(法テラス)

情報提供業務、民事法律扶助業務等、総合法律支援法第30条の業務を行っています。

情報提供業務では、トラブル解決のための法制度や最適な関係機関、団体等の紹介、民事法律扶助業務においては、収入が一定基準以下の方を対象に、1回30分程度の無料法律相談を行っています。(事前予約制)

名称		電話番号	受付時間
コールセンター	(情報提供)	0570-078374	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (日祝日・年末年始を除く)
	(犯罪被害者)	0570-079714	
法テラス福岡	(情報提供)	050-3383-5501	9:00～17:00 (土日祝日を除く)
	(民事法律扶助)	050-3383-5502	
法テラス北九州		050-3383-5506	9:00～17:00 (土日祝日を除く)

2 福岡県弁護士会(法律相談センター)

17箇所の法律相談センターにて受け付けますが、事前に電話予約が必要です。
ナビダイヤル ⇒ 0570-783-552(ナヤミココニ)

3 福岡県司法書士会(司法書士総合相談センター)

借金等経済的な問題を抱える自殺未遂者で、精神問題が存するために相談を行うと共に、退院後の自立を支援するために社会資源への橋渡しを行うための相談を行っています。

名称	電話番号	受付時間
福岡県司法書士会	092-714-3721	月～金 10:00～16:00

4 年金事務所

主な業務は、①個人の年金給付に関する請求や各種変更手続き、②「年金手帳」「年金証書」などの再発行の受付、③年金相談や各種通知に関する問い合わせ、④事業所からの健康保険・厚生年金保険の適用関係の諸届出受付や保険徴収業務などです。

機関	電話番号	所在地	管轄地域
直方年金事務所	0949-22-0891	直方市知古1-8-1	飯塚市、嘉麻市、桂川町 直方市、宮若市、小竹町 鞍手町、田川市、田川郡

※ 障害年金について

障害年金とは、病気やけがによって、生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

年金の相談、請求手続きが必要です。年金事務所にご相談ください。年金の予約相談は、予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受け付けます。

名称	電話番号	受付時間
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	月～金 8:30～16:00

Ⅷ 参考資料

1 こころの健康相談

＜精神保健福祉相談＞

相談は無料です。
秘密を守ります。

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課 精神保健係

◇こころの健康に関する相談を行っています。
ご自身や家族のことでお悩みの方、まずはご連絡ください。

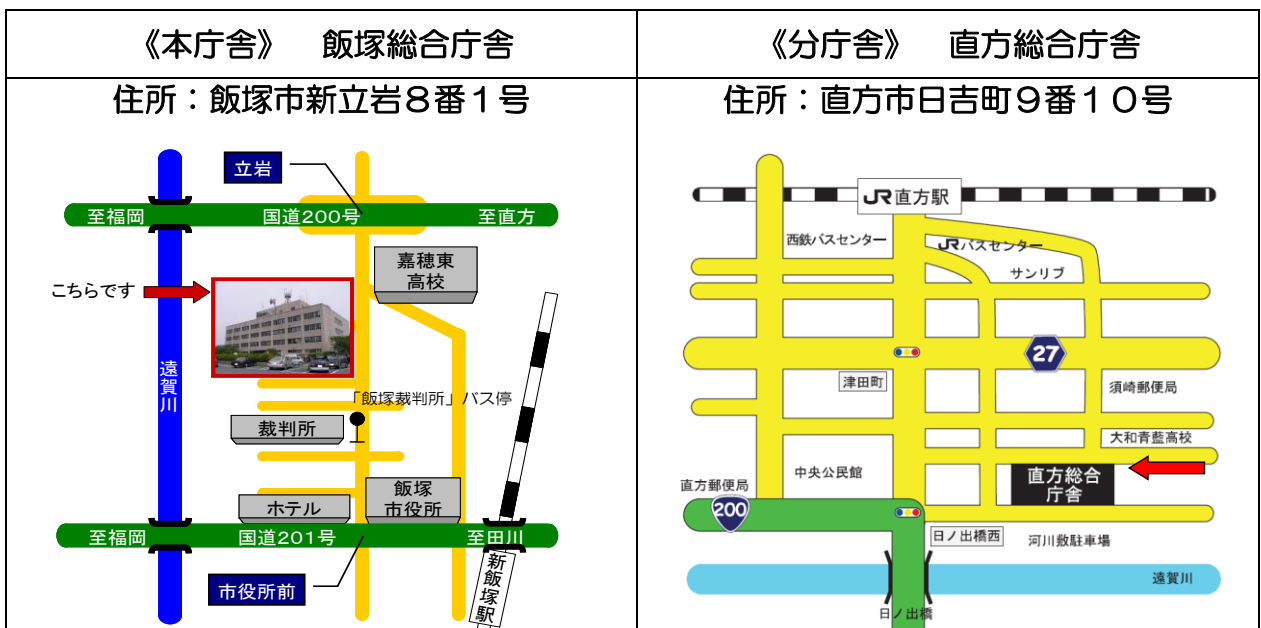
- こころの悩みや不安がある
- 眠れない
- 幻聴や幻覚がある
- お酒の飲み方に問題がある
- もの忘れが気になる
- 家に閉じこもっている など

相談・予約等 問い合わせ先・・・TEL 0948-21-4875

※8：30～17：15（土・日祭日、年末年始除く）

○精神科医師によるこころの健康相談は面接で行います。
完全予約制です。日程、場所についてはお問い合わせください。

○保健師によるこころの健康相談は面接・電話で随時行います。
面接を希望される場合は、事前にお電話ください。



2 自立支援医療(精神通院医療)について

自立支援医療(精神通院医療)は、精神疾患(てんかんを含みます)で、通院による精神医療を続ける必要がある症状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減します。

○対象となる方

何らかの精神障害(てんかんを含みます)により、通院による治療を続ける必要がある程度の状態の方が対象となります。対象となるのは全ての精神障害で、次のようなものが含まれます。

- ・統合失調症
- ・うつ病、そううつ病などの気分障害
- ・不安障害
- ・薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症
- ・知的障害
- ・強迫性人格障害など「精神病質」
- ・てんかん など

○医療費の軽減が受けられる医療の範囲

精神疾患・精神障害や、精神障害のために生じた病態に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療(外来・外来での投薬、デイ・ケア、訪問看護等が含まれます)が対象になります。

(※精神障害のために生じた病態とは、精神障害の症状である躁状態、抑うつ状態、幻覚妄想、情動障害、行動障害、残遺状態等によって生じた病態のことです。)

注意 次のような医療は対象外となります。

- ・入院医療の費用
- ・公的医療保険が対象とならない治療、投薬などの費用
(例:病院や診療所以外でのカウンセリング)
- ・精神疾患・精神障害と関係のない疾患の医療費

○手続き

- ・申請は市町村の担当窓口で行ってください。

○受給者証の有効期間

- ・受給者証の有効期限は、原則として1年です。
- ・1年ごとに更新が必要になります。更新の申請は、おおむね有効期間終了3ヶ月前から受付が始まります。また、治療方針に変更がなければ、2回に1回は医師の診断書の省略ができますので、詳しくは申請した市町村にお問い合わせください。

○本制度で医療を受けられる医療機関や薬局について

- ・本制度による医療費の軽減が受けられるのは、各都道府県又は指定都市が指定した「指定自立支援医療機関」(病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション)に限られています。

○医療費の自己負担

ア) 一般の方であれば公的医療保険で3割の医療費を負担しているところを1割に軽減します。

(例:かかった医療費が7,000円、医療保険による自己負担が2,100円の場合、本制度による自己負担を700円に軽減します。)

イ) この1割の負担が過大なものにならないよう、1ヶ月当たりの負担には上限を設けています。

ウ) さらに、統合失調症などで、医療費が高額な治療を長期間にわたり続けなければならない方(本制度では「重度かつ継続」と呼んでいます)は、1ヶ月当たりの負担限度額が低くなります。

<自立支援医療の対象者、自己負担の概要(精神通院医療)>

1. 対象者:精神通院医療の対象者であって一定所得未満の者(加色部分)

2. 給付水準:自己負担については、所得水準に応じて1月あたりの負担額を設定

また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担

低所得層		中間所得層		一定所得以上	
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入が80万円以下	市町村民税非課税 本人収入が80万1円以上	市町村民税(所得割) 3万3千円未満	市町村民税(所得割) 3万3千円以上 23万5千円未満	市町村民税(所得割) 23万5千円以上
生活保護 0円	低所得1 負担上限額 2,500円	医所得 負担上限額 5,000円	中間所得層 1月あたりの負担額: 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・ 負担上限額)
			重度かつ継続		※ 一定所得以上(経過措置) 1月あたりの負担額 20,000円
			中間所得層1 1月あたりの負担額 5,000円	中間所得層2 1月あたりの負担額 10,000円	

3. 「重度かつ継続」の範囲

・疾病、症状等から対象となる者

①統合失調症、躁うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した場合

・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

医療保険の多数該当の者

※印は、一定所得以上(重度かつ継続)は、平成33年3月31日まで経過的特例措置

3 精神障害者保健福祉手帳について

精神保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。

○対象となる方

何らかの精神障害(てんかん、発達障害を含む)により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。対象となるのは全ての精神障害で、次のようなものが含まれます。

- ・統合失調症
- ・うつ病、そううつ病などの気分障害
- ・てんかん
- ・薬物依存症
- ・高次脳機能障害
- ・発達障害(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害)
- ・そのほかの精神疾患(ストレス関連障害等)

ただし、発達障害があり、上記の精神障害がない方については、療育手帳制度があるため、手帳の対象とはなりません。(発達障害と精神障害を両方有する場合は、両方の手帳を受ける事ができます。)

又、手帳を受けるためには、その精神障害による初診日から6ヶ月以上経過していることが必要になります。

精神障害者保健福祉手帳の等級は、1級から3級まであります。

1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(概ね障害年金1級に相当)
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの(概ね障害年金2級に相当)
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活の制限を加えることを必要とする程度のもの(概ね障害年金3級に相当)

○受けられるサービス

全国一律に行われるサービス

- ・公共料金等の割引
NHK受信料の減免
- ・税金の控除・減免
所得税、住民税の控除
相続税の控除
自動車税・自動車取得税の軽減(手帳1級の方)
- ・その他
生活福祉資金の貸付
手帳所持者を事業者が雇用した際の、障害者雇用率へのカウント
障害者職場適応訓練の実施

※ 自立支援医療(精神通院医療)による医療費助成や、障害者総合支援法による障害福祉サービスは、精神障害者であれば手帳の有無にかかわらず受けられます。

地域・事業者によって行われていることがあるサービス

- ・公共料金等の割引
 - 鉄道、バス、タクシー等の運賃割引
 - ※なお、JRや航空会社は現時点では対象になっていません。
 - 携帯電話料金の割引
 - 上下水道料金の割引
 - 心身障害者医療費助成
 - 公共施設の入場等の割引
- ・手当等の支給など
 - 福祉手当
 - 通所交通費の助成
 - 軽自動車税の減免
- ・その他
 - 公営住宅の優先入居

○申請の方法

申請は市町村の担当窓口で行って下さい。
申請は、家族や医療機関関係者等が代理で行うこともできます。

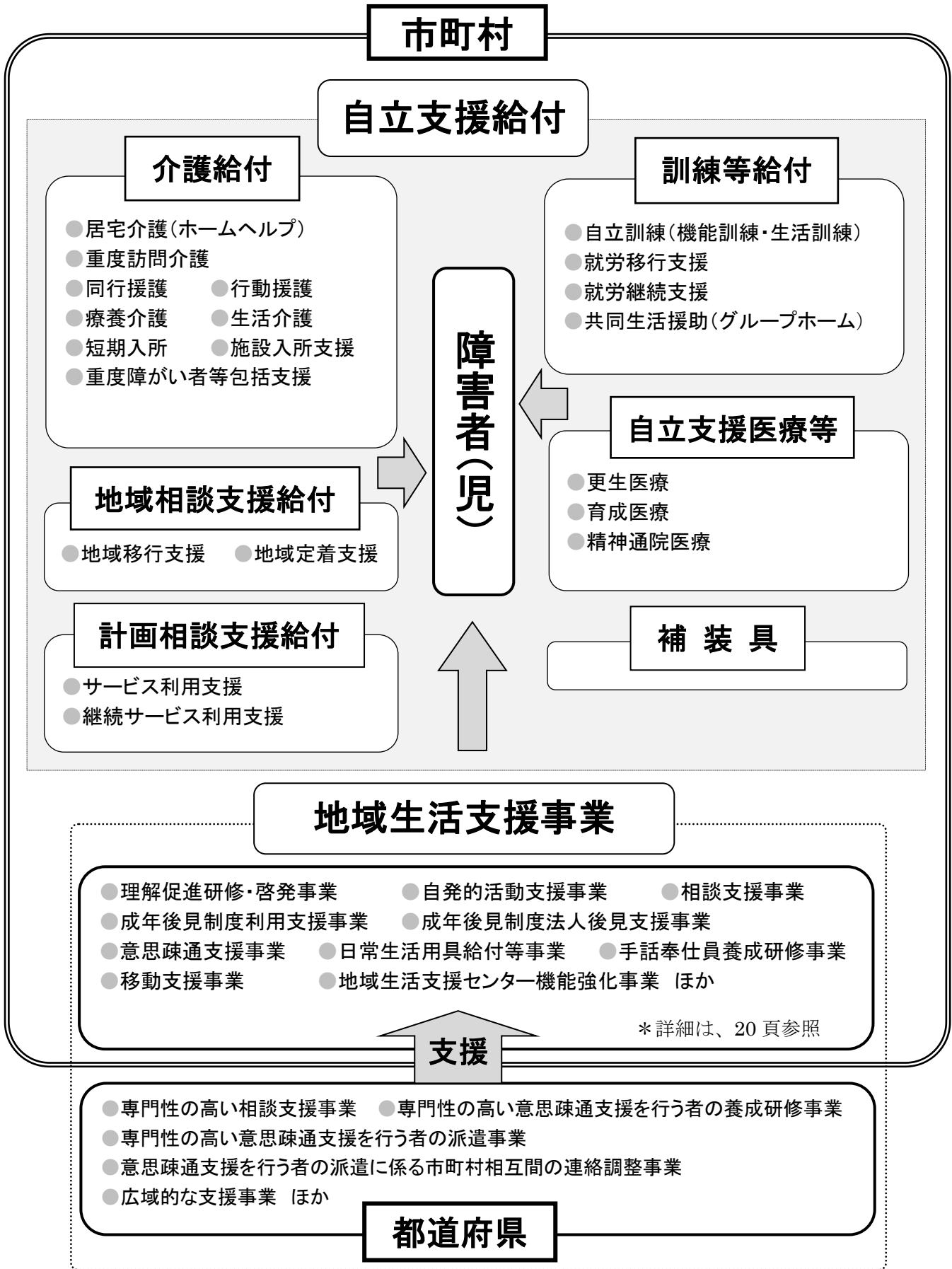
○手帳の有効期限

手帳の有効期限は交付日から2年が経過する日の属する月の末日となっています。
2年ごとに、診断書または年金証書等の写しを添えて、更新手続きを行い、障害等級に定める精神障害の状態のあることについて、都道府県知事の認定を受けなければなりません。

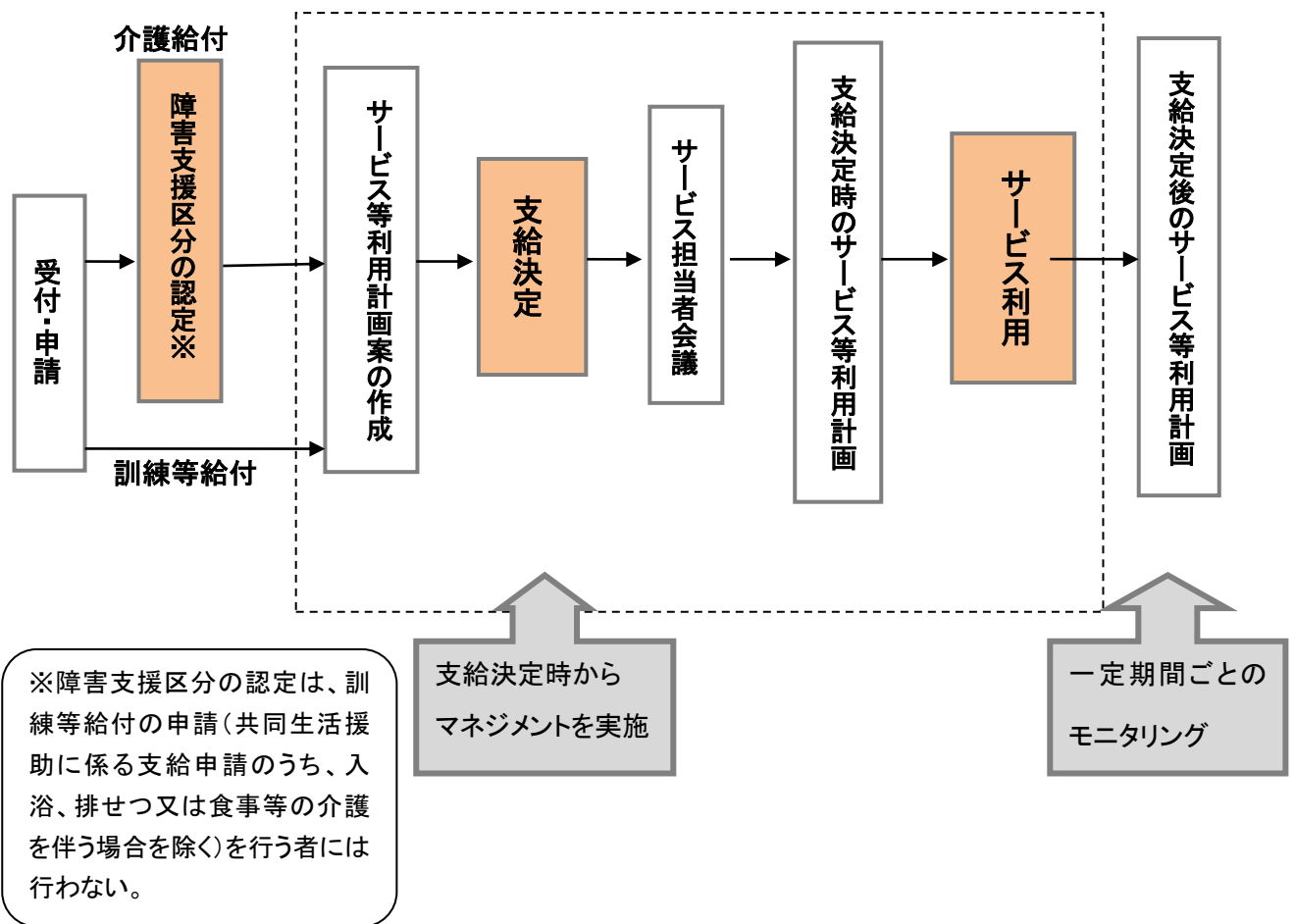
○その他

精神障害者保健福祉手帳をもつことで、不利益が生ずることはありません。
また、障害が軽減すれば、手帳を返すことや、更新を行わないこともできます。
手帳をもつことで、各種の割引やサービスを受けることができますので、ぜひためらうことなく申請をしていただきたいと思います。

4 障害者総合支援法による障害サービス体系



5 障害者総合支援法による支給決定プロセス



●サービス利用までの流れ

- 1 市町の窓口で申請し、障害支援区分の認定を受ける。（訓練等給付は、障害支援区分認定は不要）
- 2 市町は、申請者に対して、特定相談支援事業者（相談支援専門員）が作成するサービス等利用計画案の提出を求める。
- 3 申請者は、サービス等利用計画案の作成を特定相談支援事業者に依頼し、市町に提出。
- 4 市町は、提出された計画案や勘案事項を踏まえ、支給決定を行う。
- 5 特定相談支援事業者は、支給決定後、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画を作成。
- 6 サービス提供事業者は、サービス提供を行う。

※サービス提供事業者は、サービス等利用計画をもとに、個別支援計画（サービス管理責任者）、居宅介護計画等（サービス提供責任者）を作成。

6 障害者総合支援法による障害福祉サービス等の概略

介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支給を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際の手続きが異なります。サービスには、期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新(延長)が可能となります。

＜自立支援給付＞

種類	サービス名	内容	
介護給付	訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
		同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)や、移動の援護等の外出支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
		短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等の機会を行います。
	日中活動系サービス	療養介護	医療と常時の介護が必要な人に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理・看護や介護及び日常生活の支援を行います。
		生活介護	常時介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	居住系サービス	施設入所支援	夜間に介護を必要とする人に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、居住の場を提供します。(18歳未満の方は児童福祉法に基づく給付の対象となります。)
訓練等給付	日中活動系サービス	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(65歳未満の方)
		就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難で、雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
	居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退去し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。 *平成26年4月1日から共同生活介護はグループホームに一元化されました。
支援給付	地域相談	地域移行支援	入所施設や精神科病院からの退所・退院する18歳以上の者を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	
支援給付	計画相談	サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
		継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います
自立支援医療等	更生医療	身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方(18歳以上)	
	育成医療	身体に障害のある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる児童(18歳未満)	
	精神通院医療	統合失調症などの精神疾患のある方で、通院による精神医療が継続的に必要な方 ※ 詳細については、14頁を参照して下さい。	

7 障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業

地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

事業名		内容
1	理解促進研修・啓発事業	障害者等の理解を深めるための研修・啓発
2	自発的活動支援事業	障害者等による悩みの共有や情報交換のできる交流会活動、災害対策活動、ボランティア活動等を支援
3	相談支援事業 (* 相談支援事業所への委託可)	障害者等からの相談対応及び地域自立支援協議会の運営 【具体的内容】 ①福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ②社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) ③社会生活力を高めるための支援 ④ピアカウンセリング ⑤権利の擁護のために必要な援助 ⑥専門機関の紹介等
	基幹相談支援センター等 機能強化事業 (* 相談支援事業所への委託可)	特に必要と認められる能力を有する専門的職員を、基幹相談支援センター等に配置 * 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的に行う相談業務
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	一般住宅への入居が困難な障害者等に対する入居支援
4	成年後見制度 利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であるものを対象に費用を補助する。
5	成年後見制度 法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、地域の実態把握、検討会等の実施、適正な活動のための支援等
6	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援
7	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るための別告示の要件を満たす6種の用具の給付又は貸与(身体・知的・精神・難病患者)
8	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成研修
9	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等への外出のための支援
10	地域活動支援センター 機能強化事業	障害者等に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を図ります。

その他、任意事業があります。

